

海上保安庁国民保護計画

平成17年10月28日

変更 平成19年 1月 9日

変更 平成19年10月 5日

変更 平成21年11月 6日

海 上 保 安 庁

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 国民保護措置の実施に関する基本的な方針	2
1 基本的人権の尊重	2
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
7 安全の確保	4
8 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整	4
第4節 海上保安庁国民保護計画の見直し	4
1 計画の見直し	4
2 計画の変更手続	5
第5節 武力攻撃事態の類型	5
第2章 国民保護措置の実施に係る平素の備え	6
第1節 武力攻撃事態等に備えた活動体制の整備	6
1 平素からの活動体制の検討及び整備	6
2 参集に関する体制の整備	6
3 職員の派遣	6
4 備蓄等	6
第2節 船艇・航空機等の整備	6
1 船艇・航空機	7
2 情報通信施設	7
3 装備・資機材	7
4 補給	8

第3節	協力体制の確立、訓練等	8
1	生活関連等施設等の把握及び安全確保に関する助言	8
2	協力体制の確立	8
3	住民の避難の検討	9
4	広報・記録体制の整備	9
5	訓練	9
6	教育及び啓発	10
7	専門家の育成強化	10
8	調査研究等	11
第3章	国民保護措置の実施に関する事項	12
第1節	武力攻撃事態等における基本的対処	12
1	対策本部の設置	12
2	職員の参集	12
3	職員の派遣	12
4	情報の収集及び報告等	13
5	情報通信手段の確保	13
6	船艇、航空機等の出動、派遣等	14
7	海上交通の安全確保	14
8	避難住民及び緊急物資の運送	15
9	治安の維持	15
第2節	住民の避難及び避難住民の救援に関する措置	16
1	住民の避難に関する措置	16
2	避難住民等の救援に関する措置	18
第3節	武力攻撃災害への対処	19
1	生活関連等施設の安全確保	19
2	武力攻撃原子力災害への対処	20
3	NBC攻撃による災害への対処	21
4	消火・防除活動及び救助・救急活動	21
5	排出油等の防除等	22

6	退避の指示、警戒区域の設定等	22
7	漂流物等の処理の特例	24
8	赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	24
第4章	復旧	25
第1節	応急の復旧	25
第2節	武力攻撃災害の復旧	25
第5章	緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項	26
1	緊急処理事態	26
2	対策本部の設置	27
3	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	27
4	攻撃の予防・鎮圧等	28
5	緊急対処保護措置の実施	28
第6章	資料	29
第1節	船艇、航空機の輸送力の目安	29
1	船艇	29
2	航空機	31
第2節	海上保安庁国民保護計画における業務と担当部課	32

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、海上保安庁の所掌事務に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。
- (2) 武力攻撃 事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。
- (3) 武力攻撃事態 事態対処法第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。
- (4) 対処基本方針 事態対処法第9条第1項に規定する対処基本方針をいう。
- (5) 緊急対処事態 事態対処法第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。
- (6) 国民保護措置 国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。
- (7) 武力攻撃災害 国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。
- (8) 基本指針 国民保護法第32条第1項に規定する国民の保護に関する基本指針をいう。
- (9) 警報 国民保護法第44条第1項に規定する警報をいう。
- (10) 避難措置の指示 国民保護法第52条第1項の規定により対策本部長が行う指示をいう。
- (11) 避難実施要領 国民保護法第61条第1項に規定する避難実施要領をいう。
- (12) 生活関連等施設 国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設をいう。
- (13) 立入制限区域 国民保護法第102条第5項に規定する立入制限区域をいう。

- (14) 危険物質等 国民保護法第103条第1項に規定する危険物質等をいう。
- (15) 緊急対処保護措置 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいう。
- (16) 管区本部等 管区海上保安本部（以下「管区本部」という。）及びその事務所をいう。
- (17) 海上保安部長等 海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区本部）の長をいう。
- (18) 船艇 海上保安庁の巡視船、巡視艇及び特殊警備救難艇（以下「巡視船艇等」という。）、測量船、航路標識測定船、設標船並びに灯台見回り船をいう。
- (19) 航空機 海上保安庁の固定翼航空機及び回転翼航空機をいう。
- (20) 情報通信施設 海上保安庁の使用する海上保安業務の実施に必要な情報の処理を行うために設置された電子計算機及びその周辺装置等（以下「情報システム」という。）並びに通信施設をいう。

第3節 国民保護措置の実施に関する基本的な方針

武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、基本指針及び海上保安庁国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、関係機関との密接な連携の下、海上保安庁の組織及び機能のすべてを挙げて的確かつ迅速に、自ら国民保護措置を実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置を支援するものとする。

特に、四面を海に囲まれた我が国においては、海域の安全確保とその活用が国民保護措置の的確な実施に不可欠なものであることを念頭に置き、海上保安庁の機動力を最大限に活用した対応を図るものとする。

国民保護措置の実施に当たっては、特に次の事項について留意するものとする。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続きの下に行わなけ

ればならない。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護法第160条第1項の規定に基づく損害補償のほか、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについては、できる限り迅速に処理するよう努めるものとする。また、これらの手続に関連する文書の保存につき、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長するなど、適切に保存するとともに、武力攻撃災害による逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払うものとする。なお、損害補償に係る手続きについては、別途、海上保安庁告示で定めるものとする。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、武力攻撃の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を、船舶内に在る者に対して、正確かつ適時に提供できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の実施に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害への対応等、武力攻撃事態等における特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。

都道府県知事から、海上保安庁の国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。

5 国民の協力

国民保護措置の重要性について平素から様々な機会を通じて広く啓発に

努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、住民に対して訓練への参加を要請するなどにより、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。また、ボランティア関係団体との連携を図るとともに、その活動の支援に努めるものとする。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等に対するきめ細かな配慮が必要であることに留意するものとする。

国民保護措置の実施に当たっては、外国人の行方不明者の捜索に関する規定、医療要員の保護に関する規定、文民保護の任務に従事する者の保護に関する規定等を定めたジュネーヴ諸条約等国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

7 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国民保護措置に従事する職員の安全の確保に十分配慮するとともに、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、必要な情報を随時十分に提供すること等により、その安全の確保に十分に配慮するものとする。

8 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整

海上保安庁長官（以下「長官」という。）及び管区本部等の長は、事態対処法第14条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等対策本部長による総合調整が行われた場合には、その総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第4節 海上保安庁国民保護計画の見直し

1 計画の見直し

この計画は、政府による基本指針の変更に応じて、あるいは海上保安庁の国民保護措置等に係る調査研究や訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 計画の変更手続

この計画の変更（軽微なものを除く。）に当たっては、国民保護法第33条第7項の規定に基づき、長官は、関係指定行政機関の長の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるとともに、あらかじめ内閣総理大臣に協議するものとする。

計画を変更したときは、速やかに都道府県知事及び所管する指定公共機関（独立行政法人海上災害防止センター）に通知するとともに、公表するものとする。

第5節 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態は基本指針において 着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4類型が想定されており、それぞれの事態は複合して起こることが考えられている。また、NBC攻撃についても考慮することとされている。

第2章 国民保護措置の実施に係る平素の備え

第1節 武力攻撃事態等に備えた活動体制の整備

1 平素からの活動体制の検討及び整備

海上保安庁の所掌事務に係る武力攻撃事態等への対処等に関する主な事務分掌については、第6章第2節の「海上保安庁国民保護計画における業務と担当部課」を基本とし、各部課の長は、平素からの庁内における連携協力を図りつつ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な活動体制の検討及び整備に努めるものとする。

2 参集に関する体制の整備

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃事態等への対応のための職員の呼集及び参集に関する基準をあらかじめ定めておくものとする。

職員の参集基準を定めるに当たっては、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合があることも考慮するものとする。

3 職員の派遣

長官及び管区本部等の長は、政府、都道府県、市町村等の対策本部等が設置されたときに当該対策本部等に派遣する職員をあらかじめ指定するなど、速やかに職員を派遣できる体制を整備するものとする。

4 備蓄等

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃事態等への対処機能を果たしえるよう、庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保、並びに食料、飲料水等の備蓄等に努めるものとする。

第2節 船艇・航空機等の整備

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置、避難住民等に対する救援の支援、武力攻撃災害への対処措置等国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、船艇・航空機、情報通信施設、装備・資

機材等の整備等に努めるものとする。

1 船艇・航空機

以下の能力を強化した船艇及び航空機の整備に努めるものとする。

- ・ 指揮能力（船舶に限る。）
- ・ 情報収集能力
- ・ 夜間捜索監視能力
- ・ 曳航能力（船舶に限る。）
- ・ 消火能力（船舶に限る。）

2 情報通信施設

以下の情報通信施設の整備に努めるものとする。

- ・ 専用通信回線
- ・ 携帯無線機、多重通信装置、携帯ファックス等の通信機器
- ・ 情報通信施設用非常用電源
- ・ 有線・無線系、地上・衛星系等による情報伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化
- ・ ヘリコプター撮影画像伝送システム等画像情報の収集伝送システム
- ・ 一般加入電話の優先回線
- ・ 防災相互通信用無線
- ・ 防災業務の総合的かつ計画的な実施を確保するための海上保安業務システム、沿岸海域環境保全情報システム等
- ・ 船舶観測データ集積・伝送システム

3 装備・資機材

以下の装備・資機材の整備に努めるものとする。

- ・ 排出油等防除資機材（オイルフェンス、油回収装置、油処理剤、油吸着材等）
- ・ N B C 対応資機材（防護服、放射線測定器、検知チケット、ガス検知器、防除装置等） 等

4 補給

長官及び管区本部等の長は、国民保護措置の実施に備え、平素から、動員する職員及び船艇、航空機等における食糧、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保するよう努めるものとする。

第3節 協力体制の確立、訓練等

1 生活関連等施設等の把握及び安全確保に関する助言

(1) 生活関連等施設等の把握

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃災害への的確かつ迅速な対処のため、生活関連等施設及び危険物質等の取扱所のうち臨海部にあるものについて次に掲げる項目の把握、整理に努めるものとする。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容
- ・ 施設の規模
- ・ その他必要な事項

(2) 生活関連等施設の安全確保に関する助言

長官及び管区本部等の長は、生活関連等施設の所管省庁、都道府県知事若しくは当該施設の管理者の求めに応じ、又は当該施設の周辺の状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要と認めるときは、安全確保措置の実施に関して必要な助言を行うものとする。

2 協力体制の確立

長官及び管区本部等の長は、これまで関係機関との間で防災等に関して締結した相互応援協定のほか、国民保護措置に関しても、必要に応じて協定を締結する等、相互の協力体制の確保、強化に努めるものとする。

3 住民の避難の検討

海上保安部長等は、市町村が作成する避難実施要領のパターンの検討に当たり、平素から市町村、都道府県、消防機関、都道府県警察、自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行うほか、管内における市町村が実施する避難住民の誘導に関する措置の把握に努めるものとする。

海上保安部長等は、火災や地震等への対応に準じて留置施設における収容者等の避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に備えるものとする。

4 広報・記録体制の整備

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃事態等における適時適切な広報・記録を円滑に実施するため、次に掲げる事項の整備に努めるものとする。

- ・ 広報・記録を実施する要員の指名及び教育訓練体制
- ・ 広報・記録の実施に必要な情報の伝達及び部内連絡調整体制
- ・ 報道機関、パソコンネットワーク・サービス会社等との連携・協力体制

5 訓練

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、次に掲げる訓練を個別に又は組み合わせ、あるいは防災訓練に組み込む等により行うよう努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、NBC攻撃等による被害の発生等武力攻撃事態等に特有な具体的条件を設定し、参加者自身の判断や対処が求められる実践的な内容も盛り込むよう考慮するほか、訓練後の評価を実施し課題等を明らかにするよう努めるものとする。

- ・ 本庁及び管区本部に対策本部の設置が決定されたとき等における職員への情報伝達及び呼集連絡並びに参集等に関する訓練
- ・ 警報、避難措置の指示等の伝達及び船艇・航空機等の動員手続き等に関する訓練
- ・ 避難住民の誘導、消火活動、被災者の救助・救急活動、水路の確保、人員又は緊急物資の運送等に関する訓練

- ・ N B C 攻撃による災害等に対処するための物資及び資機材の取扱いに関する訓練

- ・ 広報・記録の実施に関する訓練

長官及び管区本部等の長は、関係機関との連携を確認し、協力体制の強化を図るために、関係機関に対し訓練への参加を要請するとともに、国及び関係機関が実施する訓練にも積極的に参加するものとする。

6 教育及び啓発

長官及び管区本部等の長は、所属の職員に対し、次に掲げる武力攻撃事態等への対応に関する基礎教育を行い、個々の対応能力の向上を図るよう努めるものとする。

- ・ 放射性物質、化学剤、生物剤等に関する知識及びその対応に関する知識
- ・ 国民保護法、事態対処法及び災害関係法令並びにその運用に関する知識
- ・ 警報の発令、避難措置の指示等国が実施する国民保護措置の内容
- ・ 海上保安庁が講ずべき国民保護措置の具体的な内容
- ・ 情報の収集、分析及び伝達に関する内容
- ・ 使用する物資、資機材、装備等の使用方法
- ・ その他国民保護措置の実施に関し必要な事項

長官及び管区本部等の長は、国民及び関係事業者に対して、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の通報や武力攻撃事態等において執るべき船舶等の対応に関し、次により啓発を行うよう努めるものとする。

- ・ 講習会等における国民保護措置に関する説明、資料の配布等
- ・ 巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際の国民保護措置に関する説明、資料の配布等

7 専門家の育成強化

長官及び管区本部等の長は、特に特殊警備隊、特殊救難隊、機動防除隊、潜水土、機動救難士等の専門部隊等に対し、より安全かつ的確な業務遂行を目的として、高度な研修等により、専門家として必要な知識、技能を修得させる等、育成強化に努めるものとする。

8 調査研究等

長官及び管区本部等の長は、国民保護措置を総合的かつ効果的に実施するため、次に掲げる資料等を収集、整理し、予想される災害の規模、人的・物的被害の程度及びその対応策の検討を行うほか、必要な調査研究を行うものとする。この場合、海外を含む研究機関の研究成果を活用することはもとより、関係機関との連携に努め、かつ、関係機関への情報提供等を推進するものとする。また、有害物質等に係る的確な防災対策に資するため、海上を漂流する有害物質等の漂流予測技術の向上を図るものとする。

- ・ 生活関連等施設等の状況
- ・ 避難港及び避泊地等の状況
- ・ 船艇が住民の避難や救援を実施する際に必要となる水深や岸壁等の状況
- ・ 武力攻撃災害への対処のために使用される当庁以外の船舶、航空機、資機材等（種類、数量、配備場所等）
- ・ 避難住民及び緊急物資の運送を実施するための設備・施設（道路、港湾、飛行場、臨時ヘリポート等）、輸送能力及び輸送地点（トラックターミナル、卸売市場等）の状況
- ・ 離島における住民避難のための運送手段等（運送経路、受入施設、運送体制）
- ・ 防災に関する専門家
- ・ 災害の発生状況及び防災上の教訓
- ・ 関係機関の防災関係設備（消防艇等を含む）の配備状況
- ・ 関係指定行政機関及び地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画並びに関係指定公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画
- ・ 総合的な防災情報を網羅した図面等の作成に必要な自然情報、社会情報等
- ・ 放射性物質、化学剤、生物剤等の特性、その対応に関する情報

第3章 国民保護措置の実施に関する事項

第1節 武力攻撃事態等における基本的対処

1 対策本部の設置

長官は、政府に武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本庁に長官を長とする海上保安庁武力攻撃事態等対策本部（以下「本庁対策本部」という。）を設置するものとする。

本庁対策本部を設置した場合には、政府対策本部、関係省庁、独立行政法人海上災害防止センター等に本庁対策本部の連絡先等を通知するものとする。

本庁対策本部は、庁内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び庁内での共有、広報その他必要な総括業務を行うものとする。

管区本部の長（以下「管区本部長」という。）は、本庁対策本部が設置された場合において、管轄区域内における武力攻撃事態等の発生の有無、現状及び予測等の状況に基づいて、必要に応じ又は長官の指示により、管区本部に管区本部長を長とする管区海上保安本部武力攻撃事態等対策本部（以下「管区対策本部」という。）を設置するものとする。

管区対策本部を設置した場合には、関係する地方公共団体等に管区対策本部の連絡先等を通知するものとする。

本庁対策本部及び管区対策本部の組織、事務分担並びに職員の配置並びに本庁対策本部の長及び管区対策本部の長の職務代行その他必要な事項については、別に定めるものとする。

2 職員の参集

長官及び管区本部等の長は、あらかじめ定めた呼集要領及び参集基準に基づき、関係職員を参集させるものとする。

3 職員の派遣

長官は、事態対処法第11条第7項の規定により政府対策本部の職員として内閣総理大臣から任命された場合のほか、必要に応じて政府対策本部等に職

員を派遣するものとする。

管区本部長は、国民保護法第29条第3項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、都道府県対策本部との緊密な連携を図るため、その指名する職員を速やかに派遣するものとする。

長官又は管区本部長は、国民保護法第151条第1項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、個人の有する技術・知識・経験等に着目して適任と認める職員を派遣するものとする。

管区本部等の長は、必要と認める場合には、連絡調整等のため、都道府県、市町村等の対策本部、合同対策協議会及び現地調整所等に職員を派遣するものとする。

4 情報の収集及び報告等

長官及び管区本部等の長は、国民保護措置の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、政府や都道府県等の対策本部等及び関係機関と密接な情報交換等を行うものとする。

- ・ 武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに管区本部長、長官を経由し政府対策本部長に報告するよう努めるものとする。
- ・ 武力攻撃災害の兆候を発見した者からその旨の通報を受けた場合は、速やかにその旨を市町村長又は都道府県知事に通報するとともに、関連する情報の収集に努めるものとする。
- ・ 武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報は、速やかに管区本部長、長官を経由し政府対策本部長に報告するものとする。

5 情報通信手段の確保

長官及び管区本部等の長は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・ 携帯無線機、多重通信装置、携帯電話、携帯ファックス等を搭載した船艇を配備する。
- ・ 非常の場合の通信（電波法（昭和25年法律第131号）第74条に規定する通信をいう。）を確保するための通信施設の配備及び通信要員の配置に努める。
- ・ ヘリコプター撮影画像伝送システム等を搭載した航空機を効果的に活用する。
- ・ 防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、携帯ファックス等利用可能なあらゆる手段を活用する。
- ・ インターネット等を利用した情報システムの増設を行う。

6 船艇、航空機等の出動、派遣等

管区本部等の長は、情報収集活動の実施により得られた情報等に基づき、必要に応じて、所属の船艇及び航空機に食料、飲料水、燃料のほか、所要の資機材、情報通信機器等を搭載させ、対処が必要とされる周辺海域に出動させるとともに、所要の即応体制をとらせるものとする。ただし、極めて迅速な対応が求められる警報及び避難措置の指示の伝達等に従事させる船艇及び航空機については、上記にかかわらず速やかに出動させるものとする。

長官は、予想される被害状況、被害規模等を勘案し、本庁及び隣接管区本部等の船艇、航空機及び職員を、武力攻撃事態等への対処を実施する管区本部に派遣する等必要な措置を講ずるものとする。

7 海上交通の安全確保

長官及び管区本部等の長は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・ 被害が発生した海域又は発生するおそれがある海域に係る海上交通情報の提供等を実施するものとする。
- ・ 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、避難住民及び緊急物資の運送を行う船舶並びに緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう、政府対策本部長により海域の利用指針（武力攻撃事態等における特定公共

施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第13条第1項の海域の利用指針をいう。以下同じ。）が定められた場合は、その利用指針に基づき、必要に応じて、同法第14条第1項の規定による船舶の航行制限を原則として告示により海域を定めて実施する。また、同条第2項の規定に基づき、船舶乗組員に対し、航行警報その他の適切な手段により海域の利用指針の内容及び船舶の航行制限に係る情報を迅速に提供するとともに、船舶交通の安全確保のためその他必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 海難の発生若しくは漂流物の存在又は航路標識の損傷その他の事情により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その旨を政府対策本部に報告するとともに、迅速に航行警報等による周知を実施し、必要に応じて、船舶交通の制限等船舶交通の安全の確保のため必要な措置を講ずるものとする。また、当該海難船舶又は漂流物等の所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- ・ 船舶交通の混乱を避けるため、被害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶交通の安全確保のために必要と考えられる情報について、無線電話、航行警報等により船舶への情報提供を行うものとする。
- ・ 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

8 避難住民及び緊急物資の運送

長官及び管区本部等の長は、指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力が不足した場合等においては、事態の状況を判断し、又は政府対策本部長の総合調整により、船艇・航空機を用いて避難住民及び緊急物資の運送を実施するものとする。なお、これらの運送の実施に当たっては、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な災害対応型巡視船等を有効に活用するものとする。

船艇及び航空機の輸送力の目安は、第6章第1節のとおり。

9 治安の維持

長官及び管区本部等の長は、海上における犯罪の予防、鎮圧を図るため、必要に応じ、巡視船艇等・航空機により、生活関連等施設等の周辺海域における警備の強化、被災地周辺海域、避難住民及び緊急物資の海上運送経路等における監視・取締り活動を行うものとする。

第2節 住民の避難及び避難住民の救援に関する措置

1 住民の避難に関する措置

(1) 警報及び避難措置の指示の通知及び伝達

管区本部等及び指定公共機関に対する通知

- ・ 長官は、政府対策本部長から警報及び避難措置の指示の通知を受けた場合は、直ちにその内容を全ての管区本部長に通知するものとする。
- ・ 管区本部長は、直ちに管下の事務所の長等に通知するものとする。
- ・ 長官は、直ちにその内容を独立行政法人海上災害防止センターに通知するものとする。

船舶内に在る者に対する伝達

長官は、政府対策本部長から警報及び避難措置の指示の通知を受けた場合は、以下の手段を用い、直ちにその内容を船舶内に在る者に伝達するよう努めるものとする。

- ・ 本庁及び管区本部が実施する航行警報による伝達
- ・ 海上保安（監）部が行う沿岸域情報提供システムによる伝達
- ・ 船艇、航空機が行う無線電話及び船外マイク等による伝達
- ・ 船舶通航信号所が無線電話等により行う伝達

港内在泊中の船舶等に在る者に対する伝達については、必要に応じ、市町村と連携協力して実施するものとする。

(2) 警報及び避難措置の指示の解除

警報及び避難措置の指示の解除については、警報及び避難措置の指示の通知及び伝達に準じて実施するものとする。

(3) 避難に当たって配慮すべき事項

避難に当たっての配慮すべき地域特性

- ・ 長官及び管区本部等の長は、離島の住民を島外に避難させる必要が生じた場合、沖縄県の住民を避難させる必要が生じた場合においては、関係機関と連絡をとりつつ、船艇・航空機により、可能な限り避難住民を運送するものとする。
- ・ 長官及び管区本部等の長は、自衛隊施設、米軍施設等の周辺における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から内閣官房、消防庁、厚生労働省、防衛省、外務省、警察庁、国土交通省、地方公共団体等の関係機関と密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、これらの関係機関と必要な調整を行うものとする。

事態の類型等に応じた留意事項

基本指針及び次に掲げる事項に留意するものとする。

- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域においては、市町村、都道府県、都道府県警察及び自衛隊との間における適切な役割分担の下、避難住民の誘導を行うものとする。
- ・ N B C 攻撃の場合には、防護服を着用する等対応職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行うものとする。避難住民の誘導に際しては、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折りたたんだハンカチ等を口にあてさせることなどに留意するものとする。なお、化学剤による攻撃の場合には、化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させるものとする。
- ・ 大型の船舶は空調装置、送風機により船内空気の循環が行われていることから、放射性物質や化学剤、生物剤が船内に拡散しないよう、送風の遮断や分画を徹底する必要があることに留意するものとする。

(4) 避難住民の誘導

海上保安部長等は、市町村長等から要請があった場合のほか、武力攻撃

事態等の状況又は海域の状況を勘案し、必要と認める場合には、市町村、都道府県、都道府県警察、自衛隊等の関係機関と連携し、必要な避難住民の誘導を行うものとする。この場合、国民保護法第64条の規定に基づき、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう船舶交通の整理、秩序の維持、船艇・航空機による情報収集等必要な措置を講ずるとともに、自ら又は市町村長の求めに応じ、避難誘導の実施状況について必要な情報を提供するものとする。

避難住民の誘導を行う海上保安官は、国民保護法第66条第1項及び第2項の規定に基づき、海上における避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある船舶等に対し、必要な警告又は指示をするものとする。この場合、特に必要と認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある物件の除去その他必要な措置を講ずるものとする。

避難住民の誘導を行う海上保安官は、国民保護法第70条の規定に基づき、避難住民の乗船する船舶その他の船舶等に対し、避難住民の乗船する船舶の先導等、誘導に必要な援助について協力を要請するものとする。この場合、当該船舶等の安全の確保に十分配慮するものとする。

2 避難住民等の救援に関する措置

(1) 救援の支援等

長官及び管区本部長は、都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められた時は、救援に係る物資の供給等必要な支援を迅速かつ積極的に実施するものとする。

長官及び管区本部長は、医師、看護師、助産師等で構成する救護班の緊急輸送又は広域後方医療施設への傷病者の搬送については、必要に応じ、又は関係省庁、指定公共機関若しくは地方公共団体の長からの依頼に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

化学剤による攻撃の場合には、専門部隊等を中心に防護服を着用する等

職員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に被災者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた対処を行うよう努めるものとする。

遺体については、地方公共団体等と協力し、身元の確認、遺族等への引き渡し等に努めるものとする。

行方不明者の捜索に当たっては、都道府県が行う被災者の捜索及び救出又は死体の捜索及び処理との連携を図るよう努めるものとする。

(2) 安否情報の収集及び提供

管区本部等の長は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が実施する安否情報の収集に協力するものとする。

安否情報は、原則として、対象となる住民の現に所在する地方公共団体の長に提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合には、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第3節 武力攻撃災害への対処

1 生活関連等施設の安全確保

長官及び管区本部等の長は、生活関連等施設の管理者等から当該施設の安全の確保について支援の求めがあったとき、又は自ら必要と認めるときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。

海上保安部長等は、国民保護法第102条第5項の規定に基づき、都道府県知事からの要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の安全を確保するため立入制限区域を指定するものとする。この場合の立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判

断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域とする。また、武力攻撃災害の状況等に応じ、立入制限区域の範囲の変更を行うものとする。

海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、速やかに当該施設の管理者に対してその旨を通知するとともに、広く住民に周知するため、生活関連等施設の所在する都道府県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等を行い、その範囲、期間その他必要な事項を公示するものとする。また、現場において、海上保安官は、可能な限り標示の設置等によりその範囲等を明らかにするものとする。

海上保安官は、国民保護法第102条第7項の規定に基づき、立入制限区域が指定されたときは、特に生活関連等施設の管理者の許可を得た者以外の者に対し、必要に応じ立入りを制限し、禁止し又は退去を命ずるものとする。

2 武力攻撃原子力災害への対処

武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、国民保護法第105条第13項に規定する応急対策を的確に行うものとする。また、実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）及び海上保安庁防災業務計画に定めのあるものについては、その定め例により措置を講ずることを原則とするほか、特に以下に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 公示の通知及び伝達

長官は、政府対策本部長から武力攻撃原子力災害に関する公示の通知を受けた場合は、その内容を管区本部長及び独立行政法人海上災害防止センターに通知するとともに、船舶内に在る者に伝達するよう努めるものとする。

(2) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会等への参画

長官及び管区本部等の長は、国民保護法第105条第1項に規定する放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報がなされた場合に設置される現地対策本部や武力攻撃原子力災害合同対策協議会等に職員を参画させ、関係機関と連携した応急対策の実施に努めるものとする。

(3) 応急対策における安全確保

応急対策を行う職員の安全を確保するため、原子力防災資機材を有効に活用するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、放射線測定器等による状況把握のほか、専門家等から安全確保上必要な情報を入手するものとする。

(4) 原子炉の運転停止に係る対応

長官及び管区本部等の長は、原子炉の運転停止に係る当該施設及び運転要員の安全確保、関係機関との連絡等については、国の一元的な指揮の下で文部科学省、経済産業省、原子力安全・保安院、国土交通省、警察庁、原子力事業者等と相互に緊密に連携し対応するものとする。

3 N B C 攻撃による災害への対処

長官及び管区本部等の長は、N B C 攻撃による武力攻撃災害が発生した場合は、N B C 攻撃に関する迅速な情報収集を行い、関係機関と連絡調整を行いつつ、N B C の特性に十分留意し、職員の安全確保を図るための措置を講じた上で、専門部隊を中心として被災者の救助・救急活動等を行うものとする。この場合、汚染物質や当該汚染物質の検知等に関する情報を、消防機関、都道府県警察、保健所、地方衛生研究所、医療機関等の関係機関と共有するものとする。

長官及び管区本部長は、国民保護法第108条第1項の規定に基づき、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、汚染され、又は汚染された疑いのある場所の交通を制限し、又は遮断する等汚染の局限化のために必要な措置を講ずるものとする。

長官及び管区本部長は、国民保護法第109条第1項の規定に基づき、汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、所属する職員に、他人の工作物又は船舶等に立ち入らせることができる。この場合、当該工作物又は船舶等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときはこれを提示するものとする。

4 消火・防除活動及び救助・救急活動

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃災害が発生した場合は、当該武力攻

撃災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、消火・防除活動及び救助・救急活動を行うものとする。この場合、必要に応じて地方公共団体及び民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な活動を行うものとする。

- ・ 危険物質等による災害発生時においては、火災、爆発、ガス中毒等による二次災害の発生を防止するため、ガス検知器による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置、防護服の着用、ワクチンの接種等安全を図るための所要の措置を講じた上で消火・防除活動及び救助・救急活動等を行うものとする。
- ・ 必要な場合、陸上において被災市町村の消火・防除活動及び救助・救急活動を支援するものとする。

5 排出油等の防除等

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃災害の発生に伴い、船舶又は海洋施設その他の施設から大量の油等が海上に排出されたときは、武力攻撃災害の種類、規模等を勘案し、安全を確保した上で、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・ 排出油等の状況、防除作業の実施状況、漂流予測等を総合的に把握した上で防除方針を策定し、防除措置に関係する者に対して必要な指導等を行うものとする。
- ・ 大量の排出油等を防除するために必要があると認めるときには、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第39条第3項又は第40条に基づく防除措置命令、同法第41条の2に基づく関係行政機関の長等に対する防除措置の要請、同法第42条の26に基づく独立行政法人海上災害防止センターに対する指示等を適切に実施するものとする。

6 退避の指示、警戒区域の設定等

海上保安部長等は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合であって、市町村長又は都道府県知事から要請があったときは、国民保護法第111条第3項の規定に基づき、武力攻撃災害が発生した場合にこれを拡大させるおそ

れがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知するものとする。

海上保安官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認められ、かつ、市町村長若しくは都道府県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、国民保護法第112条第7項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をするものとする。この場合、必要に応じその退避先を指示するほか、直ちにその旨を市町村長に通知するものとする。

海上保安官は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認められ、かつ、市町村長若しくは都道府県知事による措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者からの要請があったときは、国民保護法第113条第5項の規定に基づき、同条第1項及び第2項に規定する応急公用負担等の措置を講ずるものとする。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知するものとする。

海上保安官は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められ、かつ、市町村長若しくは都道府県知事による措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者からの要請があったときは、国民保護法第114条第3項の規定により、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対し当該区域への立入りを制限し、禁止し、又は当該区域外への退去を命ずるものとする。この場合、直ちにその旨を市町村長に通知するものとする。

住民への退避の指示、工作物等の使用等応急公用負担の措置及び警戒区域の設定等に当たっては、市町村、都道府県等と連絡調整を行いつつ、これまで情報収集した武力攻撃災害の状況、専門家の意見等を参考に退避場所や退

避時期、警戒区域の設定場所等を決定するものとする。

7 漂流物等の処理の特例

海上保安部長等は、国民保護法第116条の規定により、武力攻撃災害が発生した場合において、航路障害物等として漂流物又は沈没品を取り除いたときは、水難救護法(明治32年法律第95号)第29条第1項の規定にかかわらず、当該物件を自ら保管することができる。この場合、当該物件の処理については、水難救護法第2章の規定を準用する。

8 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書、同条第2項の赤十字標章等並びに第158条第1項の特殊標章及び身分証明書(以下「標章等」という。)は、医療関係者、国民保護措置に係る職務を行う者等のほか、これらの者が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別させるため、交付又は使用させることができるものであり、これらの者は、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)の規定に基づき尊重され、かつ、保護されるものである。

長官は、関係省庁申合せによる「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき定める要綱により、標章等を交付し、又は使用させるものとする。

第4章 復旧

第1節 応急の復旧

長官及び管区本部等の長は、その管理する施設及び設備等が武力攻撃により被害を受けた場合は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに当該施設及び設備等の緊急点検を実施し、これらの被害状況を把握するとともに、その機能の公共性、障害の状況等を勘案し、応急の復旧を行うものとする。

管区本部等の長は、特にその管理する航路標識等について、速やかに被害の状況等を把握し、その損傷等により船舶の航行が危険と認められる場合には、その旨を政府対策本部に報告するものとする。また、被害の拡大防止を最優先として、船舶交通の安全を確保するための応急の復旧に必要な措置を講ずるものとする。

第2節 武力攻撃災害の復旧

長官及び管区本部等の長は、武力攻撃災害の復旧に関し、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでは、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつその管理する施設及び設備等の迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。

第5章 緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

1 緊急処理事態

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）であり、国家として緊急に対処することが必要な事態であるとされている。

海上保安庁は、緊急処理事態において、海上における攻撃の予防、鎮圧その他の措置について第一義的責任を有していることから、当該事態を終結させるために、その事案の態様に応じ、海上における攻撃の予防・鎮圧その他の措置を実施するとともに、その推移に応じて必要な緊急対処保護措置を実施するものとする。なお、基本指針における事態例としては、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の飛行機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒物等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

- ・ 飛行機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

2 対策本部の設置

長官は、政府に緊急対処事態対策本部（以下「政府緊急対処事態対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本庁に長官を長とする海上保安庁緊急対処事態対策本部（以下「本庁緊急対処事態対策本部」という。）を設置するものとする。

本庁緊急対処事態対策本部を設置した場合には、政府緊急対処事態対策本部、関係省庁、独立行政法人海上災害防止センター等に本庁緊急対処事態対策本部の連絡先等を通知するものとする。

本庁緊急対処事態対策本部は、庁内における攻撃の予防、鎮圧等の措置及び緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び庁内での共有、広報その他必要な総括業務を行うものとする。

管区本部長は、本庁に本庁緊急対処事態対策本部が設置された場合において、管轄区域内における緊急対処事態の発生の有無、現状及び予測等の状況に基づいて必要に応じ、又は長官の指示により、管区本部に管区本部長を長とする管区海上保安本部緊急対処事態対策本部（以下「管区緊急対処事態対策本部」という。）を設置するものとする。

管区緊急対処事態対策本部を設置した場合には、関係する地方公共団体等に管区緊急対処事態対策本部の連絡先等を通知するものとする。

本庁緊急対処事態対策本部及び管区緊急対処事態対策本部の組織、事務分担並びに職員の配置並びに本庁緊急対処事態対策本部の長及び管区緊急対処事態対策本部の長の職務代行その他必要な事項については、別に定めるものとする。

3 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

長官は、政府緊急対処事態対策本部長が決定する緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲を勘案し、当該警報の内容を関係する管区本部長及び独立行政法人海上災害防止センターに通知す

るとともに、船舶内に在る者に伝達するよう努めるものとする。

4 攻撃の予防・鎮圧等

長官及び管区本部等の長は、緊急処理事態の発生が予想される場合には、テロ等の関連情報を収集・分析し、巡視船艇等・航空機による臨海部の原子力発電所などの生活関連等施設に係る海上警備を強化する等により、緊急処理事態における攻撃の発生の未然防止に努めるものとする。

長官及び管区本部等の長は、緊急処理事態においては、関係機関と連携し、攻撃の予防、鎮圧その他事態の収拾に必要な措置を行い、秩序の早期回復に努めるものとする。

5 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施については、第1章に定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針及び第2章から第4章に定める国民保護措置等に準じて行うものとする。

第6章 資料

第1節 船艇、航空機の輸送力の目安

1 船艇

船 型	区 分	乗 船 可 能 人 員 (人)		搭載可能 物 資 (トン)
		限定沿海で3時間 以内とした場合	1.5時間未満の 平水の場合	
巡 視 船	ヘリコプター2機搭載型	860	990	250
	ヘリコプター1機搭載型 (りゅうきゅう及びだいせん)	442	566	230
	ヘリコプター1機搭載型(り ゅうきゅう及びだいせんを除く)	420	480	230
	3,500トン型	713	804	363
	3,000トン型	1,150	1,312	328
	1,000トン型(はてるま型)	141	165	240
	1,000トン型(えりも型)	135	135	57
	1,000トン型	270	320	90
	500トン型	115	135	70
	350トン型	115	135	70
	特350トン型	115	135	70
	350トン型(あまみ型)	36	36	29
	350トン型(とから型)	47	50	30
	180トン型	28	28	46
	特130トン型	36	41	20
	巡 視 艇	35メートル型	37	40
30メートル型		36	41	20
特23メートル型		48	56	14
23メートル型		48	56	14
20メートル型		26	28	14
15メートル型(やまゆり型)		26	28	14
15メートル型		20	22	5

区 分 船 型		乗 船 可 能 人 員 (人)		搭載可能 物 資 (トン)
		限定沿海で3時間 以内とした場合	1.5時間未満の 平水の場合	
測 量 船	昭 洋 型	6 8 2	7 7 8	4 0 0
	拓 洋 型	4 7 5	5 5 0	3 2 0
	明 洋 型	2 0 0	2 2 0	6 5
	天 洋 型	2 0 0	2 0 0	6 5
	20m型	1 3	1 6	1 1
航 路 標 識 測 定 船	つしま型	2 9 0	3 3 0	1 4 0
設 標 船	ほくと型	1 0 0	1 1 0	1 2 0
灯 台 回 り 船	ずいぶん型	3 4	3 7	7 2
	23m型	1 3	1 6	1 1
	17m型	8	1 0	8
	15m型 搭載ゴムボートを降 ろした場合	5 1 5	5 1 8	3

- (注) 1 乗船可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の目安を示す。
- 2 乗船可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した目安とする。ただし、乗組員は除く。
- 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の目安とし、気象状況、物資の形状等によってはこの目安以下となる。

2 航空機

型 式		区 分		
		座席数 (席)	搭載可能物資 (キログラム)	搬出入口を通る最大容積 (センチメートル) (高さ×幅×奥行き)
固 定 翼 航 空 機	ガルフストリーム・エアロス ペース式G-V型	22	656	85×90×90
	ダッソー・プレゲー式 ミステールファルコン900型	18	459	60×70×100
	日本航空機製造式YS-11A型	26	2,142	115×75×180
	ボンバルディア式 DHC-8-315型	32	1,080	150×125×165
	サーブ・スカニア式 S A A B 3 4 0 B 型	27	900	150×80×110
	ビーチクラフト式B300型	14	791	120×58×90
	ビーチクラフト式B200T型	9	370	120×58×90
	回 転 翼 航 空 機	ユーロコプター式EC225型	21	1,355
アエロスパシアル式 A S 3 3 2 L 1 型		19	482	135×135×160
アグスタ式AW139型		15	156	112×118×182
シコルスキー式S-76C型		14	245	125×70×175
ベル式 412型		15	141	140×100×80
ベル式 212型		11	439	140×100×65
ベル式 206B型		5	76	40×60×40

(注) 1 搭載可能物資は、運航に必要な乗員及び物品等を搭載し、燃料を満載
(回転翼航空機は増槽タンクを除き満タン)にした時のものである。

2 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等により表記がことなることがある。

第2節 海上保安庁国民保護計画における業務と担当部課

業務の内容	本 庁	管区本部(第十一管区本部)
国民保護計画の作成、変更に関すること	総務部	
対策本部の設置・運営に関すること	総務部	総務部(総務課)
損害補償、訴訟に関すること	総務部	総務部(厚生課、総務課)
広報に関すること	総務部	総務部(総務課)
職員の派遣に関すること	総務部	総務部(総務課)
安否情報に関すること	総務部	総務部(総務課)
船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること	海洋情報部(航行警報) 交通部(沿岸域情報提供システム等) 警備救難部(船艇、航空機による伝達)	海洋情報部(海洋情報監理課) 交通部(交通企画課、交通安全課) 警備救難部(救難課)
海上における避難住民の誘導・運送、秩序の維持に関すること	警備救難部	警備救難部(救難課、警備課)
海上交通の安全の確保に関すること	交通部(船舶交通の安全確保) 海洋情報部(航行警報、水深の調査)	交通部(交通企画課、交通安全課) 海洋情報部(海洋情報監理課、海洋情報調査課)
生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等に関すること	警備救難部	警備救難部(警備課、救難課)
海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること	警備救難部	警備救難部(救難課)
海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、排出油等の防除、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に関すること	警備救難部	警備救難部(救難課、警備課)
緊急物資の運送、救護班の緊急輸送、傷病者の搬送に関すること	警備救難部	警備救難部(救難課)
航路標識等の復旧に関すること	交通部	交通部(交通計画運用課)
緊急対処事態における攻撃の予防、鎮圧に関すること	警備救難部	警備救難部(警備課)